

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【公表番号】特表2001-502086(P2001-502086A)

【公表日】平成13年2月13日(2001.2.13)

【出願番号】特願平10-516711

【国際特許分類第7版】

G 06 F 19/00

G 06 F 13/00

H 04 L 29/06

【F I】

G 06 F 15/42 Z

G 06 F 13/00 3 5 1 B

H 04 L 13/00 3 0 5 B

G 06 F 15/42 X

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月21日(2004.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年 7月21日



特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第516711号

2. 補正をする者

氏名（名称） イーストマン コダック カンパニー

3. 代理人

住所 〒540-0001
 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル
 青山特許事務所
 電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葵



4. 補正対象書類名 請求の範囲

方審 式査



5. 補正対象項目名 請求の範囲

6. 補正の内容
別紙の通り

別紙

請求の範囲

1. 異なる仕様の複数の医療作像装置（12）と、異なる複数の作像装置（18）の少なくとも1つとの間で、ネットワークインターフェース（28）を介して医療画像情報を伝送するシステムであって、

複数のネットワークインターフェースプロトコルの選択された1つに従って1つ又はそれ以上のネットワークインターフェース要素（33）を具体化するネットワーク実行要素を備え、上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々は上記医療作像装置（12）の1つから上記ネットワークインターフェース（28）を介して医療画像情報を受信するように構成され、上記医療画像情報は上記選択されたネットワークインターフェースプロトコルに従って受信され、上記ネットワークインターフェースプロトコルの各々は選択された医療作像装置（12）に特に関連付けられ、かつ、上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々は上記受信された医療画像情報に基づいて第1の作像要求を生成するように構成され、上記第1の作像要求は上記選択されたネットワークインターフェースプロトコルに従って生成され、

1つ又はそれ以上の出力インターフェース要素（16）を備え、上記出力インターフェース要素（16）の各々は、上記ネットワークインターフェース要素（33）の1つによって生成された上記第1の作像要求に基づいて第2の作像要求を生成するように構成され、上記第2の作像要求は異なる複数の出力インターフェースプロトコルの1つに従って生成され、上記出力インターフェースプロトコルの各々は上記作像装置（18）の1つに特に関連付けられ、かつ、上記出力インターフェース要素（16）の各々は、上記出力インターフェース要素（16）の1つによって生成された上記第2の作像要求を上記作像装置（18）の1つに伝送するように構成され、上記第2の作像要求は上記出力インターフェースプロトコルの1つに従って伝送され、

1つ又はそれ以上の通信パイプライン（26）を定義するインターフェース実行要素（20）を備え、上記パイプライン（26）の各々は、1つ又はそれ以上の上記医療作像装置（12）と、同一のネットワークインターフェースプロトコルを

使用する上記ネットワークインターフェース要素（33）の1つと、上記出力インターフェース要素（16）の1つと、上記作像装置（18）の1つとを通信可能に相互接続し、これにより、同一のネットワークインターフェースプロトコルを使用する複数の医療作像装置（12）は单一の通信パイプライン（26）を介して上記作像装置（18）の1つと通信することができる特徴とするシステム。

2. 上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々は、上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々に共通でありかつ上記出力インターフェース要素（16）の各々によって理解されるベースークラスプロトコルに従って、上記出力インターフェース要素（16）の1つに対して上記第1の作像要求を伝送する第1のインターフェースを含む特徴とする請求項1記載のシステム。

3. 上記ベースークラスプロトコルは、オブジェクト指向階層に従って定義されている特徴とする請求項2記載のシステム。

4. 上記出力インターフェース要素（16）の各々はさらに、上記作像装置（18）の1つから上記第2の作像要求に対する第1の応答を上記出力インターフェースプロトコルの1つに従って受信し、上記第1の応答に基づき上記出力インターフェースプロトコルの1つに従って第2の応答を生成するように構成され、

上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々はさらに、上記出力インターフェース要素（16）の1つによって生成された上記第2の応答に基づき上記ネットワークインターフェースプロトコルの1つに従って第3の応答を生成し、上記ネットワークインターフェースプロトコルの1つに従って上記第3の応答を上記医療作像装置（12）の1つへ伝送するように構成され、

上記インターフェース実行要素（20）によって定義された上記パイプライン（26）の各々は、上記医療作像装置（12）と上記作像装置（18）の1つとの間の双方向通信のために、1つ又はそれ以上の上記医療作像装置（12）と、上記ネットワークインターフェース要素（33）の1つと、上記出力インターフェース要素（16）の1つと、上記作像装置（18）の1つとを通信可能に相互接続する双方向パイプラインである特徴とする請求項2記載のシステム。

5. 上記出力インターフェース要素（16）の各々は、上記出力インターフェース要素（16）の各々に共通でありかつ上記ネットワークインターフェース要素（33

) の各々によって理解される第2のベースクラスプロトコルに従って、上記第2の応答を上記ネットワークインターフェース要素(33)の1つに伝送する第2のインターフェースを含むことを特徴とする請求項4記載のシステム。

6. 上記インターフェース実行要素(20)は、上記ネットワークインターフェース要素(33)の各々が上記出力インターフェース要素(16)の1つに係るクライアントでありかつ上記インターフェース実行要素(20)が上記ネットワークインターフェース要素(33)の各々に係るクライアントであるようなクライアント-サーバ関係に従って上記パイプライン(26)の各々を定義することを特徴とする請求項4記載のシステム。

7. 上記ネットワークインターフェース要素(33)と上記出力インターフェース要素(16)との間の通信は、上記ネットワークインターフェース要素(33)によって生成されかつ上記出力インターフェース要素(16)によって実行される遠隔プロシージャコールによって実行され、

上記インターフェース実行要素(20)と上記ネットワークインターフェース要素(33)と上記出力インターフェース要素(16)との間の通信は、上記インターフェース実行要素(20)によって生成されかつ上記ネットワークインターフェース要素(33)によって実行される遠隔プロシージャコールによって実行されることを特徴とする請求項6記載のシステム。

8. 所定の仕様の複数の作像装置(12)によって伝送された医療情報をネットワーク上へ配信する装置であって、

上記作像装置(12)の1つからの作像要求の受信に応答して、対応する第1の作像要求を生成するネットワーク実行手段(14)と、

上記ネットワーク実行手段(14)からの上記対応する第1の作像要求の受信に応答して、対応する第2の作像要求を生成して作像装置(18)へ送信する出力インターフェース手段(16)と、

上記作像装置(12)によって話される入力プロトコルに従って上記ネットワーク実行手段(14)を具体化し、上記作像装置(18)によって話される出力プロトコルに従って上記出力インターフェース手段(16)を具体化するインターフェース実行手段(20)とを備え、

上記ネットワーク実行手段（14）は、

上記入力プロトコルのネットワークドライバプロトコルに従って、上記作像装置（12）から上記作像要求を受信するネットワークドライバ手段（30）と、

上記入力プロトコルのネットワークインターフリータプロトコルに従って、上記対応する第1の作像要求を生成するネットワークインターフリータ手段（32）とを有するネットワークインターフェース手段（33）を具体化し、

上記インターフェース実行手段（20）は1つ又はそれ以上の通信パイプライン（26）を定義し、上記パイプライン（26）の各々は、1つ又はそれ以上の上記作像装置（12）と、同一のネットワークインターフェースプロトコルを使用する上記ネットワークインターフェース手段（33）の1つと、上記出力インターフェース手段（16）の1つと、上記作像装置（18）の1つとを通信可能に相互接続し、これにより、同一のネットワークインターフェースプロトコルを使用する複数の作像装置（12）は単一の通信パイプライン（26）を介して上記作像装置（18）の1つと通信することができる特徴とする装置。

9. 上記出力インターフェース手段（16）は、

上記ネットワーク実行手段（14）から上記第1の作像要求を受信しつつ上記対応する第2の作像要求を生成する、上記出力プロトコルの出力インターフリータプロトコルに固有の出力インターフリータ手段（22）と、

上記対応する第2の作像要求を上記作像装置（18）へ送信する、上記出力プロトコルの出力ドライバプロトコルに固有の出力ドライバ手段（24）とを備えることを特徴とする請求項8記載の装置。

10. コンピュータによって実行されるときに、異なる仕様の複数の医療作像装置（12）の少なくとも1つと異なる複数の作像装置（18）の少なくとも1つの間でのネットワークインターフェース（28）を介した医療画像情報の伝送を促進させるコンピュータプログラムコードを記憶したコンピュータが読み取り可能な媒体であって、上記コンピュータプログラムコードは、上記コンピュータによって実行されるとき、

複数のネットワークインターフェースプロトコルの選択された1つに従って1つ

又はそれ以上のネットワークインターフェース要素（33）を具体化するネットワーク実行要素を定義し、上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々は、上記医療作像装置（12）の1つから上記ネットワークインターフェース（28）を介して医療画像情報を受信するように構成され、上記医療画像情報は上記選択されたネットワークインターフェースプロトコルに従って受信され、上記ネットワークインターフェースプロトコルの各々は上記医療作像装置（12）の1つに特に関連付けられ、かつ、上記ネットワークインターフェース要素（33）の各々は上記受信された医療画像情報に基づいて第1の作像要求を生成するように構成され、上記第1の作像要求は上記選択されたネットワークインターフェースプロトコルに従って生成され、

1つ又はそれ以上の出力インターフェース要素（16）を定義し、上記出力インターフェース要素（16）の各々は、上記ネットワークインターフェース要素（33）の1つによって生成された上記第1の作像要求に基づいて第2の作像要求を生成するように構成され、上記第2の作像要求は異なる複数の出力インターフェースプロトコルの1つに従って生成され、上記出力インターフェースプロトコルの各々は上記作像装置（18）の1つに特に関連付けられ、かつ、上記出力インターフェース要素（16）の各々は、上記出力インターフェース要素（16）の1つによって生成された上記第2の作像要求を上記作像装置（18）の1つに伝送するように構成され、上記第2の作像要求は上記出力インターフェースプロトコルの1つに従って伝送され、

1つ又はそれ以上の通信パイプライン（26）を定義するインターフェース実行要素（20）を定義し、上記パイプライン（26）の各々は、上記医療作像装置（12）の1つと、上記ネットワークインターフェース要素（33）の1つと、上記出力インターフェース要素（16）の1つと、上記作像装置（18）の1つとを通信可能に相互接続することを特徴とするコンピュータが読み取り可能な媒体。